【新型コロナウイルス関連情報】 緩和ロードマップ第4段階開始日の再延期 (8月5日発出領事メール)

8月4日、マーティン首相は、最近の国内外の感染状況を受けて、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出禁止等の措置の緩和ロードマップ(改訂版)」の最終段階である第4段階を、予定していた8月10日には開始せず再び延期し、現在の第3段階の措置を継続することを発表しました。店内での顔を覆う用品(マスク等)の着用義務など、これまでより厳しくなった規制もありますので、ご注意ください。

1 8月4日、マーティン首相は、直近5日間の新型コロナウイルス感染症の新規症例数の平均が45.4件に増加し、また過去14日間の人口10万人あたりの新規症例数が、6月30日までの14日間の2.46件から、約3倍の7.54件に増加している状況にあり、注意深いアプローチが必要だと述べました。マーティン首相が発表した主な措置の概要は以下(1)から(3)のとおりです。同首相の演説の内容は、次の政府ウェブサイトからご参照下さい。

https://merrionstreet.ie/en/News-

Room/Speeches/Speech_by_An_Taoiseach_Micheal_Martin_TD_Post_Cabinet_Briefing_4_Augus t_2020.html

(1)8月10日以降も、現在実施中の措置を継続し、3週間後に再度、見直しを行う。パブ、バー、ホテルのバー、ナイトクラブ及びカジノは、継続して閉鎖。屋内・屋外の集会の規制はこれまで通り適用される(注:屋内50人、屋外200人まで。)。

※本日(8月5日)時点で実施中の第3段階の措置の内容は、次のアイルランド政府ウェブサイトをご参照ください。

 $\frac{\text{https://www.gov.ie/en/publication/d06271-easing-the-covid-19-restrictions-on-29-june-phase-3/}{}$

※7月17日付で当日本国大使館が発出した領事メールにて、第3段階の措置の概要を案内しています。次のURLからご参照いただけますが、措置の最新の情報は、上記のアイルランド政府ウェブサイトをご参照ください。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100075378.pdf

- (2)8月10日から、全国の店やショッピングセンターにおいて、顔を覆う用品(face covering) の着用を義務化する。
- (3)7月22日発表の「グリーンリスト」の15の国または国内の地域から、キプロス、マルタ、 ジブラルタ、モナコ、及びサンマリノの5つを除外する。
 - ※7月22日付で当日本大使館が発出した領事メールにて、「グリーン・リスト」の発表を案

内しています。次のURLからご参照下さい。

https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100076767.pdf

※現時点で、「グリーン・リスト」には、以下の10の国または国内の地域が掲載されています。これら以外からアイルランドに入国する者(日本から入国する方も含む)は、14日間の行動制限を行うことが求められます。

- ・フィンランド
- ・ノルウェー
- ・イタリア
- ・ハンガリー
- ・エストニア
- ・ラトビア
- ・リトアニア
- ・スロバキア
- ・ギリシャ
- ・グリーンランド

2 アイルランド政府は、8月5日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を26,30 3件、累積死亡者数を1,763名と発表しました。

https://www.gov.ie/en/press-release/9d6a5-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-wednesday-5-august/

3 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、アイルランド政府の示したガイドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www

<アイルランド政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/

4 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話に ご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

電話番号(代表):01-202-8300 E-mail(領事班):consular@ir.mofa.go.jp